



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 1 月 20 日 (月曜日) 第 578 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (“) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (“) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定の辞退…………… (“) 2	

○家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 2	
○港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 2	
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域…………… (“) 2	

公 告

○林業種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林経営課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 3	

公安委員会告示

○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示…………… 3	
---	--

告 示

宮崎県告示第18号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション 太陽の里	延岡市出北4丁目2437番地	令和6年12月16日
土持矯正歯科医院	都城市上町15街区3号	令和6年8月1日

宮崎県告示第19号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションかどがわ	東臼杵郡門川町東栄町4丁目6-3

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
東臼杵郡門川町東栄町4丁目5-12	東臼杵郡門川町東栄町4丁目6-3	令和6年9月2日

宮崎県告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
なないろ薬局塩浜店	延岡市	薬局	令和7年1月1日
訪問看護ステーション太陽の里	延岡市	訪問看護	令和7年1月1日

宮崎県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療

を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
かわそえクリニック	宮崎市	精神通院医療	令和 7 年 1 月 1 日
ファーマライズ薬局たの店	宮崎市	薬局	令和 7 年 1 月 1 日
なないろ薬局塩浜店	延岡市	薬局	令和 7 年 1 月 1 日

宮崎県告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションかどがわ	門川町	東臼杵郡門川町東栄町4丁目5-12	東臼杵郡門川町東栄町4丁目6-3	令和 6 年 12 月 11 日

宮崎県告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退年月日
まさき薬局	宮崎市	薬局	令和 6 年 12 月 27 日

宮崎県告示第24号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約 2 .7 万羽	川南町	令和 6 年 12 月 3 日

宮崎県告示第25号

細島港の港湾施設に変更があったので、港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

「次のとおり」は、省略し、その関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、令和 6 年宮崎県告示第 734号は、廃止する。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第26号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、令和元年宮崎県告示第 291号は、廃止する。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 1 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 開催の日時
令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）
午前 9 時 10 分から午後 5 時まで
- 開催の場所
(1) 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁 7 号館 744 号
(2) 東臼杵郡美郷町西郷田代 1561-1 宮崎県林業技術センター 大研修室
※双方向オンライン講義です。(1)、(2)のいずれかの会場で受講。
- 受講申込受付期間
令和 7 年 1 月 14 日（火曜日）から
令和 7 年 2 月 7 日（金曜日）まで
- 受講申込書の提出先
宮崎県環境森林部森林経営課 森林整備担当
- 受講手数料
14,000 円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
(1) 受講申込書は、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局で交付する。
なお、県庁ホームページからもダウンロードできる。
(2) 詳細については、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局の林務課若しくは宮崎県環境森林部森林経営課（電話0985（26）7158）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡市昭和町複合店舗
延岡市昭和町2丁目2286番1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住

所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和6年8月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和7年1月20日から令和7年2月20日まで

公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年1月20日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会告示第2号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（令和3年宮崎県公安委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
法令等	規定	法令等	規定
[略]		[略]	
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	[略]	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	[略]
[略]		遺失物法施行規則（平成19年 国家公安委員会規則第6号）	<u>第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）</u> 、 <u>第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条</u>
[略]		[略]	
別表第2（第4条第2項、第4項関係）		別表第2（第4条第2項、第4項関係）	
法令等	規定	法令等	規定
[略]		[略]	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	[略]	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	[略]
[略]		遺失物法施行規則（平成19年 国家公安委員会規則第6号）	<u>第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）</u> 、 <u>第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条</u>
[略]		[略]	

附 則

この告示は、令和7年2月17日から施行する。

--	--